

東京都市計画特別緑地保全地区（第 19 号西嶺町特別緑地保全地区）の変更（大田区決定）について

【説明資料】

<p>1 趣旨及び経緯</p>	<p>本計画地周辺は、大田区都市計画マスタープランや大田区緑の基本計画「グリーンプランおおた」において、区内でも良好な自然環境が比較的多く残る台地部地域として緑豊かな低層住宅地の良好な住環境を維持保全する取り組みが求められている。</p> <p>本計画地の周囲は、約 0.3 km 四方の範囲内に保護樹林や保護樹木、保護生垣に指定された樹木等が集中しており、本計画地の屋敷林と連担して、自然環境豊かなみどりの拠点が形成されている。</p> <p>また、古くからこの一帯では、敷地規模の広大な住宅が点在しており、その屋敷林と古民家が地区の区民共通の財産として、さらに、住環境の向上や景観上の貴重な要素として、引き継がれ、大切に残されてきた歴史がある。</p> <p>大田区台地部に残る貴重な都市内残存緑地と、古民家を後世に引き継ぎ保全していくため、西嶺町地内において、約 0.38ha の区域を特別緑地保全地区として指定する都市計画変更を行うものである。</p>	<p>○大田区都市計画マスタープラン(平成 23 年 3 月策定)</p> <p>○大田区緑の基本計画「グリーンプランおおた」(平成 23 年 3 月策定、平成 28 年 3 月中間見直し)</p>
<p>2 位置</p>	<p>なお、本案件は都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 3 項の東京都知事協議について、都から意見なしの回答を得ている。</p>	<p>○東京都知事協議結果令和 2 年 8 月 17 日付 2 都市政緑第 185 号</p>
<p>3 都市計画の内容</p>	<p>本計画地は、大田区中央部から北西部に広がる台地部地域に位置する西嶺町に所在する。</p> <p>名 称：第 19 号 西嶺町特別緑地保全地区 位 置：大田区西嶺町地内 面 積：約 0.38ha</p>	<p>○用途地域等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 種低層住居専用地域 ・容積率 100% ・建蔽率 50% ・第 1 種高度地区 ・準防火地域
<p>4 公告・縦覧</p>	<p>日 時：令和 2 年 8 月 31 日（月）～9 月 14 日（月） 場 所：大田区まちづくり推進部都市計画課 意見書：0 件</p>	
<p>5 今後の予定</p>	<p>告示 令和 2 年 11 月上旬（予定）</p>	